

## 「令和6年能登半島地震に係る寄附金」（特定寄附金）募集に係る募金目論見書

### 1. 寄附金名称

「令和6年能登半島地震に係る寄附金」とする。

### 2. 募集金額及び募集総額

一口5,000円以上（何口でも可）により、募集期間中に寄せられた金額とする。

### 3. 募集理由

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、石川県羽咋郡志賀町で震度7、七尾市・輪島市・珠洲市・鳳珠郡穴水町で震度6強、鹿島郡中能登町・鳳珠郡能登町（以上いずれも石川県）と新潟県長岡市で震度6弱をそれぞれ観測。能登半島では道路が寸断され、半島北部を中心に津波の被害を受ける等、甚大な被害が発生しています。

これを受け地震で被災された方々に対し、被災自治体その他団体などが実施する被災地支援活動への寄附を通じての支援を行うことにしています。

さらに本会では、地域不動産鑑定士協会連合会及び都道府県不動産鑑定士協会と連携して、被災された皆さまに寄り添い、復旧・復興にむけた支援活動を行うこととして、被災地への住家被害認定調査等の実施をはじめとする支援活動を行う方針であります。

つきましては、本会では国家資格者の集う不動産鑑定士の団体として、国民福祉の増進に寄与することを目的として被災地支援のため「令和6年能登半島地震に係る寄附金」を募集いたします。

### 4. 募集対象

上記募集理由に賛同する個人及び団体

### 5. 資金使途

- ・今回の地震で被災された方々に対し、被災自治体その他団体などが実施する被災地支援活動への寄附を通じての支援
- ・本会が被災地支援のため実施する住家被害認定等調査等をはじめとする公益目的事業に係る対策費用

## 6. 募集期間

2024年1月17日(水)から同年5月30日(木)までの間

## 7. 申込方法及び募金方法

- (1) 別紙の「令和6年能登半島地震に係る寄附金（特定寄附金）申込書」に必要事項を記入のうえ、本会事務局にFAXで送付する。
- (2) 募金は、下記の金融機関口座への振り込みとする。なお、振込手数料は本人負担とする。

○みずほ銀行虎ノ門支店 普通預金 4387250

(名義) 公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会

シヤ) ニホンフドウサンカンテイシキョウカイレンゴウカイ

## 8. 寄附金控除

### (1) 個人の場合

本会への寄附金は、所得税上の優遇措置により、公益法人への寄附金として、所得税の所得控除<sup>1)</sup>が受けられます。

(<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1150.htm>

)

### (2) 法人の場合

本会への寄附金は、法人税上の優遇措置により、公益法人への寄附金として、一般寄附金の損金算入限度額<sup>2)</sup>とは別に、特別損金算入限度額<sup>3)</sup>も併せて適用されます。

([https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/c05\\_1.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/c05_1.pdf))

以上

---

1) 所得税の所得控除：【下記①又は②のいずれか低い金額】－【2千円】＝【寄附金控除額】

① その年に支出した特定寄附金の額の合計額

② その年の総所得金額等の40%相当額

2) 一般寄附金の損金算入限度額：(資本金等の額の0.25%＋所得金額の2.5%)×1/4

3) 特別損金算入限度額：(資本金等の額の0.375%＋所得金額の6.25%)×1/2